

第3号議案

広島県立学校職員服務規程の一部改正について

広島県立学校職員服務規程の一部を改正することについて、次のとおり提案します。

平成26年3月27日

広島県教育委員会教育長 下 崎 邦 明

1 改正の内容

子育て支援部分休暇創設に伴い、広島県立学校職員服務規程（昭和29年教育委員会訓令第1号）第6条に当該休暇取得時の手続きを追加する。

2 広島県立学校職員服務規程の一部を改正する訓令案 別紙のとおり

3 施行期日

平成26年4月1日

広島県教育委員会訓令第 号

県 立 学 校

広島県立学校職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十六年三月 日

広島県教育委員会

委員長 大野 徹

広島県立学校職員服務規程の一部を改正する訓令

広島県立学校職員服務規程（昭和二十九年広島県教育委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第六条の見出し中「及び介護休暇」を「介護休暇及び子育て支援部分休暇」に改め、同条に次の二項を加える。

- 7 職員は、条例第十五条に規定する子育て支援部分休暇の承認を受けようとするときは、あらかじめ、休暇簿によつて行わなければならない。
- 8 校長は、子育て支援部分休暇の承認の請求について、その事由を確認する必要があると認められるときは、当該請求をした職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。

附 則

この教育委員会訓令は、平成二十六年四月一日から施行する。

広島県立学校職員服務規程（昭和二十九年広島県教育委員会訓令第一号）新旧対照表

改正後	現行
<p>(年次有給休暇、特別休暇、介護休暇及び子育て支援部分休暇)</p> <p>第六条 職員は、職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成七年広島県条例第五号。以下「条例」という。）第十二条に規定する年次有給休暇を受けようとするときは、あらかじめ、年次有給休暇を必要とする期間を明らかにして校長（校長の三日を超える年次有給休暇については教育委員会）に届け出なければならない。</p> <p>2 職員は、条例第十三条に規定する特別休暇の承認を受けようとするときは、あらかじめ、特別休暇を必要とする事由及び期間を明らかにして校長（校長の三日を超える特別休暇については教育委員会）に請求しなければならない。</p> <p>3 病気、災害その他やむを得ない事由により、第一項に規定する届出又は前項に規定する承認の請求があらかじめできなかつた場合においては、遅滞なく、その事由を明らかにして、前二項の手續に準じて年次有給休暇の届出又は特別休暇の承認の請求をしなければならない。</p> <p>4 前三項の年次有給休暇の届出及び特別休暇の承認の請求は、休暇簿（校長の三日を超える年次有給休暇又は特別休暇については、年次有給休暇届又は特別休暇承認申請書）によつて行わなければならない。</p> <p>5 職員は、条例第十四条に規定する介護休暇の承認を受けようとするときは、介護休暇の承認を受けようとする期間の始まる日の前日から起算して、原則として、一週間前の日までに、要介護者に関する事項、要介護者の状態、具体的な介護の内容及び期間を明らかにして校長（校長にあつては教育委員会）に請求しなければならない。</p> <p>6 前項の介護休暇の承認の請求は、休暇簿（校長にあつては介護休暇承認申請書）によつて行わなければならない。</p> <p>7 職員は、条例第十五条に規定する子育て支援部分休暇の承認を受けようとするときは、あらかじめ、休暇簿によつて行わなければならない。</p> <p>8 校長は、子育て支援部分休暇の承認の請求について、その事由を確認する必要があると認められるときは、当該請求をした職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。</p>	<p>(年次有給休暇、特別休暇及び介護休暇)</p> <p>第六条 職員は、職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成七年広島県条例第五号。以下「条例」という。）第十二条に規定する年次有給休暇を受けようとするときは、あらかじめ、年次有給休暇を必要とする期間を明らかにして校長（校長の三日を超える年次有給休暇については教育委員会）に届け出なければならない。</p> <p>2 職員は、条例第十三条に規定する特別休暇の承認を受けようとするときは、あらかじめ、特別休暇を必要とする事由及び期間を明らかにして校長（校長の三日を超える特別休暇については教育委員会）に請求しなければならない。</p> <p>3 病気、災害その他やむを得ない事由により、第一項に規定する届出又は前項に規定する承認の請求があらかじめできなかつた場合においては、遅滞なく、その事由を明らかにして、前二項の手續に準じて年次有給休暇の届出又は特別休暇の承認の請求をしなければならない。</p> <p>4 前三項の年次有給休暇の届出及び特別休暇の承認の請求は、休暇簿（校長の三日を超える年次有給休暇又は特別休暇については、年次有給休暇届又は特別休暇承認申請書）によつて行わなければならない。</p> <p>5 職員は、条例第十四条に規定する介護休暇の承認を受けようとするときは、介護休暇の承認を受けようとする期間の始まる日の前日から起算して、原則として、一週間前の日までに、要介護者に関する事項、要介護者の状態、具体的な介護の内容及び期間を明らかにして校長（校長にあつては教育委員会）に請求しなければならない。</p> <p>6 前項の介護休暇の承認の請求は、休暇簿（校長にあつては介護休暇承認申請書）によつて行わなければならない。</p>